

## 総 括 論 点 整 理

以下のように論点整理してはどうか。

### 検討の視点

- 我が国では、本格的な人口減少・超高齢化社会の到来やグローバル化の進展など時代の潮流に適切に対応するため、「地方にできることは地方に」「民間にできることは民間に」といった方針の下、行政の効率化に向けた改革が進められている。

この改革を推進するうえで、国と地方が適切に役割を分担し、地域における行政は地方が自主的・総合的に担うとの視点、すなわち地方分権の視点を欠かすことはできない。

- 現在、地方自治制度において広域自治体と位置づけられる都道府県は、明治期に設置されて以来、法的地位の変容を経ながらも約 120 年の長きにわたってその構成と区域を維持してきた。

しかしながら、最近の社会経済環境の変化のなかで、現行の都道府県制度を前提としてこの変化に対応していくことが可能か、さらに地方分権改革を一層推進することが可能かどうかが問われている。

- 道州制は、国と基礎自治体の中間に位置する広域自治体のあり方を見直すことによって、国と地方双方の政府のあり方を再構築しようとするものであり、その導入は、地方分権改革を加速させ、行政の効率化を実現するための有効な方策となる可能性を有している。

- このような視点から、社会経済情勢の変化に対応した地方自治制度の構造改革のため、「道州制のあり方」について検討を行ってきたところであり、これについて下記の整理を行う。

## 第一 都道府県制度についての考え方

### 1 これまでの都道府県行政の展開

- これまで都道府県は、広域的な地方公共団体として広域事務・連絡調整事務・補完事務を実施する役割を担い、社会経済環境の変化に即応して住民福祉の増進を実現するとともに、地方分権の担い手として相当の役割を果たしてきたといえる。

### 2 都道府県制度が抱える課題

#### (1) 市町村合併の進展による影響

- 市町村合併の進展により、全国の市町村数は平成18年3月末には1,821となる見込みとなったが、「市町村の合併の特例等に関する法律」の下で、引き続き積極的に市町村合併を推進し、分権型社会において地域における包括的な役割を担うにふさわしい行財政基盤を有する基礎自治体の形成を図ることとされている。

- 市町村合併の進展は、補完性の原理及び近接性の原理に基づく都道府県から市町村への権限移譲を可能にし、都道府県の役割や位置づけの再検討を迫ることとなる。

現状をみると、市町村合併が進捗した都道府県を中心として、市町村に対する本格的な権限移譲を行うところが増えており、こうした取組みは、一層加速するものと考えられる。

- また、市町村合併を契機とする指定都市・中核市・特例市の増加も、都道府県の行政のあり方を問うものとなっている。

すなわち、指定都市等には事務配分の特例が設けられ、福祉や環境、まちづくり等の分野において、当該市に都道府県の事務の一部が移譲されているが、そこでは施策・施設の展開等に関して両者の重複や競合が生じているとの指摘がある。

- このように市町村合併の進展は、都道府県の役割や位置づけに大きな影響を与えており、広域自治体の存在理由たる役割や位置づけをあらためて明確にすることが、今後求められるものと考えられる。

## (2) 都道府県を越える広域行政課題の増大

- 近時、複数の都道府県で連携して環境規制や交通基盤整備等の課題に対応する取組みがみられるようになっており、将来を見通せば、このような広域行政課題はさらに増加するものと思われる。

例えば、我が国における都市化と過疎化の同時進行や人口減少等に起因する課題は、各地域において一層顕在化するものと思われる。こうした課題には、国土管理や環境管理の視点に立ち、都道府県を越える圏域を単位として、都市と農山村、開発と保全など広域的に分散する機能や資源を相互補完・分担する施策を講じることによって対処することが必要と考えられる。

- また、地域経済の姿をみると、都道府県を越える圏域において企業や大学、公的研究機関等が密接なネットワークを形成し、地域の優位性を活かした産業の集積を進めようとする取組みが進められている。

さらに、近年のアジア諸国の経済的な台頭を受けて、我が国の各圏域が海外の諸地域と直接結びつく動きも活発化している。

こうした施策には、複数の都道府県が連絡・共同して取り組むことが多いが、推進力や機動力に欠け、また海外に対するプレゼンスが弱いといった指摘がある。

- これらを踏まえるならば、都道府県を越える広域行政課題に適切に対処し得る主体のあり方について、今後検討が求められるものと考えられる。

### (3) さらなる地方分権改革の推進

- 地方分権一括法により、国と地方の役割分担に関する基本的な考え方が地方自治法に定められるとともに、国が果たすべき役割として、①国際社会における国家としての存立にかかわる事務、②全国的に統一して定めることが望ましいルールに関する事務、③全国的な規模・視点で行わなければならない施策・事業の実施に関する事務が規定された。
- しかしながら、現に国が実施している事務をみれば、この考え方をさらに徹底する必要性は高い。特に、現在②又は③の区分に属するとされている事務のうちには、現状でも都道府県に移譲することが適当と思われるものがあり、さらに、事務の拡がり等に見合った区域を有する広域自治体として規模・能力が整うならば、本来広域自治体に移譲することが望ましいものも多く存すると考えられる。
- さらなる地方分権改革を推進するうえで、広域自治体がその果たすべき役割に見合った事務を十全に担っていくためには、どのような規模・能力を有すべきか、今後検討が求められるものと考えられる。

## 第二 広域自治体改革と道州制

### 1 広域自治体改革をめぐる動き

- 最近、都道府県制度の改革の必要性に言及する提言が、各界から活発に行われるようになっており、これらのうちには道州制の導入を掲げるものも多い。
- 提言の内容は多岐にわたり、連邦制と思われる制度や都道府県を存置する三層制を唱えるものもみられるが、概していえば、国の役割を重点化してその機能を地方公共団体に移譲するとともに、真の分権型社会にふさわしい自立性の高い圏域を形成していくため、現行の都道府県に代わる広域自治体として道州を置くとの基本的な考え方が多く支持されているものと考えられる。

### 2 広域自治体改革の意義

- 都道府県制度が抱える課題に応える方策としては、道州制の導入のほかにも、先の地方自治法改正により手続が整備された自主的な都道府県合併や広域連合の活用等が考えられる。

しかしながら、広域自治体改革の意義を、こうした課題への対応にとどまらず、我が国を取りまく環境変化を踏まえた国と地方双方の政府のあり方の再構築にも結びつけようとするならば、それにふさわしい方策をもって臨むことが必要である。

- 我が国の将来を見通すとき、国際社会における責任ある一員として主体的な役割を果たしていくためには、重要な国家機能を有効に遂行し得る簡素かつ効率的で透明な政府を実現する必要がある。

そのためには、国の役割を本来果たすべきものに重点化し、内政に関しては、広く地方公共団体が担うことを基本とする新しい政府像を構築することが求められ、それによって国家として必要な問題解決能力を高めることが可能となると考えられる。

そして、このような新しい政府像への転換は、国と地方を通じた

視点から、国と地方双方の政府のあり方を再構築することによって  
はじめて実現されるものと考えられる。

- こうした見地に立つならば、広域自治体改革のあり方は、国、広域自治体及び基礎自治体の役割分担を見直し、それに沿って事務権限を再配分し、それぞれの組織を再編するとともに、ふさわしい税財政制度を構築するものとすべきであり、都道府県制度の抜本的見直しを通じて道州制を導入することは、その有効な具体策の一環となり得ると考えられる。

### 3 道州制の検討の方向性

- 上記に即して広域自治体改革を実現するためには、道州制の具体的な制度設計等について、次の方向に沿って検討すべきものと考えられる。

#### (1) 国と地方を通じた効率的な行財政システムの構築

- 現在、国が設ける諸制度に基づいて地方公共団体が実施する事務には、多くの国の関与（協議や許可等）が設けられ、これに伴う複雑な事務手続が問題とされている。また、同種の事務の実施が、規模等に応じて国（地方支分部局）と地方公共団体に振り分けられることも多く、住民や企業等に重複した負担を求めることとなっている。
- このため、道州制を導入する場合には、国から道州への権限移譲や法令による義務付け・枠付けの緩和を進めることによって、道州が事務の企画立案から管理執行までを一貫して実施することを可能とし、国と地方を通じた行政の効率化と責任の所在の明確化が図られるようにすべきである。
- また、行政組織等に関しても、道州制の導入に伴う国の行政組織の縮減や都道府県の再編統合等によって、国と地方を通じた組織や職員、また行政経費の削減を目標を定めて実現すべきである。

## (2) 地方自治の充実強化

- 国、都道府県及び市町村の役割分担については地方自治法にその原則が定められているものの、個別の行政分野をみれば法令等によって区々の考え方に基づいて定められており、地域の諸課題の特性に応じた適切な役割分担が実現しているとはいえない現状にある。

たとえば、地域において判断することがふさわしい事務に関しても、国が依然として法令や補助金等を通じてかかわり、あるいはブロック単位に設置した国の地方支分部局を通じて自ら事務を実施しているものはなお多く、住民とのかかわりの薄さや地域ニーズからの乖離、組織の分立による事務処理の総合性の欠如等の問題が指摘されている。

- 道州制を導入する場合には、補完性の原理及び近接性の原理に基づき、国、広域自治体及び基礎自治体の役割分担を体系的に見直し、これに従って都道府県から市町村へ、また国から道州への大幅な権限移譲を行うことが重要である。

これによって、住民に身近な行政は、基礎自治体たる市町村が総合的に担うことを基本とし、一方、広域の圏域における行政は、ブロック単位のものも含め、選挙や議会の民主的プロセスを通じた住民のコンセンサス形成の仕組みを備える広域自治体たる道州が、できる限り一元的に担うこととすべきである。

- この結果、地域の課題に係る行政が現在よりも一層住民に近い主体によって担われることとなれば、地域における政策形成過程への住民の参画が拡大・深化するとともに、行政に対する住民の評価や監視は実効あるものとなり、地域の自己決定・自己責任を基本とした地域社会が実現するものと期待される。

## (3) 自立的で活力ある圏域の実現

- 我が国では、地域的な政治行政課題に関しても、国がこれを全

国的に集約して政策上の優先順位等を判断し、各府省の所掌する制度や事業として具体化された後に、地方公共団体や国の地方支分部局を通じてこれを実施するという政策プロセスが広くみられる。

このことが政策の決定から実施までの距離を遠くし、施策展開の機動性を損なうとともに、地域の活力やダイナミズムを失わせてきたとの指摘がある。

- 地域の現況をみれば、社会の流動化や人々の活動圏の拡大に加え、近年の急速なグローバル化の浸透等を背景に、都道府県を越える圏域を単位とした広域行政課題が増加しており、圏域内における機能分担や相互補完に基づく的確な対応が一層求められるようになっている。

こうした課題に対して、従前の政策プロセスに沿って対応しようとするれば、機動的な施策の展開が困難であるばかりでなく、複数の都道府県や国の地方支分部局による区々の対応となり、圏域に存する資源や能力を十分に活かすことができないことが懸念される。

- 道州制を導入する場合には、道州が、広域の圏域における主要な政治行政主体としてその役割を果たすことができるよう、国と地方の事務配分を抜本的に見直すとともに、必要な権能や機構、また税財政制度等のあり方を検討すべきである。

この結果、道州が、圏域の諸課題にリーダーシップを発揮しながら一元的・総合的に対応することができるようになれば、圏域相互間、さらには海外の諸地域との競争・連携は一層深化し、自立的で活力ある圏域が実現するものと期待される。

### 第三 道州制の基本的な制度設計

- 第二に掲げた道州制の検討の方向性に照らし、道州制の基本的な制度設計を示すならば、次のとおりである。

#### 1 道州の位置づけ

- 広域自治体として、現在の都道府県に代えて、道州を置く。  
地方公共団体は、道州及び市町村の二層制とする。
- 道州は、基礎自治体たる市町村と適切に役割分担しつつ、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

#### 2 道州の区域

##### (1) 区域の範囲

- 道州の区域は、数都道府県を合わせた区域とする。  
ただし、北海道及び沖縄県については、地理的特性又は歴史的  
事情等に鑑み、一の道県の区域のみをもって道州を設置すること  
も考えられる。
- 今後の道州制に関する議論に資するため、道州の区域例を示せば別紙１のとおりである。

##### 【以下の記述を追加すべきか検討】

なお、別紙１の区域例は、国と地方の役割分担を見直し、それに沿ってそれぞれの組織を抜本的に再編する見地から、いわゆるブロック単位の区域を基本としている。しかしながら、こうした見地に立たず、広域的な行政課題の拡がりに応じ、ブロック単位よりも狭い区域とすることがあり得るとの考え方もある。

## (2) 区域の画定方法

- 道州の区域は、地域の自主性を活かしつつ、全国について重複及び空白なく画定される必要がある。このため、次のような手続を経て、法律で定めることとする。

まず、国は道州の予定区域を示す。都道府県は、その区域内の市町村の意見を聴き、一定期限内に、協議により当該予定区域に関する意見（変更案等）を定めて国に提出できるものとする。国は、当該意見を尊重して区域に関する法律案を作成する。

## (3) 東京圏に係る道州の区域等

- 東京圏においては社会経済上の実態が都県をはるかに越えて拡大しており、道州が広域的な行政課題に的確に対応する観点からは、東京都及び周辺の県の区域を合わせて一の道州とすることが基本となるものと考えられる。

- そのうえで、東京圏の中心部には、他の地域にみられない人口・経済社会機能の高度な集積が認められること、大都市特有の行政需要が顕著に生じていること、首都機能が存すること等の特性があり、また現在、都区制度が設けられていることを踏まえれば、道州制の下においても、特例的な行政組織・事務配分・税財政制度等を設けることが適当と考えられる。

- 一方、東京圏に係る道州については、上記のような行政組織・事務配分・税財政制度等の特例にとどまらず、区域に関しても特例的な取扱いをする考え方もある。例えば、東京都（又は23区等の区域）の区域のみをもって一の道州とし、そこに特例的な地方自治制度を設けることが考えられる。

この場合には、圏域間の人口等の均衡が図られることとなる一方、広域的な行政需要に対応するため、周辺の道州との広域連合を設置することが必要となる。

### 3 道州への移行方法

- 道州制への移行は、必要な経過期間を設けたうえで、全国において同時に行うことを原則とする。

【以下の記述を追加すべきか検討】

ただし、先行して道州を設置すべき旨の意見を、関係都道府県が協議により定めて国に提出した場合には、他と異なる設置時期を定めることができるものとする。

### 4 道州の事務

#### (1) 道州の担う事務

- 現在都道府県が実施している事務は大幅に市町村に移管し、道州は、「圏域を単位とする主要な社会資本形成の計画・実施」、「広域的な見地から行うべき環境の保全・管理」、「人・企業の活動圏や経済圏に応じた地域経済・雇用政策」などの広域事務を担う役割に軸足を移す。

事務の規模・性質において市町村が処理することが適当でないとして、これまで都道府県が担ってきた事務については、合併の進展による市町村の規模・能力の拡充や団体数の減少等を踏まえ、道州は「高度な技術や専門性が求められ、また行政対象の散在性の認められる事務」等に重点化して担うこととする。また「区域内の市町村の連絡調整」の事務は全体として縮小するものと見込まれる。

- 国は、この考え方に即して国と地方の事務配分のあり方を抜本的に見直し、現在国（特にその地方支分部局）が実施している事務は、国が本来果たすべき役割に係るものを除き、できる限り道州に移譲することとする。

この場合の事務配分に関するメルクマールを、別紙2のとおり示す。

## (2) 事務配分の再編に際しての留意事項

- 道州に移管される都道府県の事務であって、現在は法定受託事務であるものについては、その性質等に応じ、できる限り自治事務とすべきである。
- 国が道州の担う事務に関する法律を定める場合には、大綱的・大枠的で最小限な内容に限ることとし、具体的な事項はできる限り道州の自治立法に委ねることとすべきである。
- 道州と市町村の事務配分についても、補完性の原理及び近接性の原理に基づいて適切に定められるようにすべきである。  
また、国の法令により道州の事務と定められたものについても、地域の実情に応じ、道州と市町村の協議に基づいて市町村に移譲することができるよう、現行の「条例による事務処理の特例」と同様の制度を設けるべきである。
- 人口・経済社会機能が集積し、大都市行政需要への対応が求められる大都市に関しては、道州制の導入に際し、事務配分の特例及びこれにふさわしい税財政制度を設ける必要がある。

## 5 道州の議会

### (1) 議会及び議員

- 道州に議決機関として議会を置く。
- 議会の議員は、道州の住民が直接選挙する。

### (2) 議会の権能及び長との関係

- 道州の議会の権能及び長との関係については、現行の都道府県に関する制度を基本とする。

### (3) 議会の構成等について

- 議会の構成等に関しては、自主組織権を重視する見地から、基本的事項のみを法律で定めるものとする。

#### 【以下の記述を追加すべきか検討】

- なお、議会の議員の選出方法については、選挙区を設けて選挙する現行の方式のほかに、政策本位の選挙方法として比例代表制を採用することもある。
- さらには、道州の議会を直接公選の議員によって構成する方式ではなく、憲法との関係に留意しつつ、道州の区域内の市町村の長又は議員が道州の議員を兼ねる（あるいは自動的に道州の議員に就任する）方式をとることも考え得る。

## 6 道州の執行機関

### (1) 長

- 道州の執行機関として長を置く。
- 長は、道州の住民が直接選挙する。長の多選は禁止する。

### (2) その他の執行機関

- 道州には、審査・裁定等の機能を担うものを除き、原則として行政委員会は置かないこととする。

## 7 道州と国の関係調整

### (1) 道州に対する国の関与

- 道州に対する国の関与の仕組みは、基本的に現行制度と同様と

し、各大臣が包括的な指揮権を有する機関委任事務制度に類する制度は設けない。

- なお、国から道州に移譲される事務のうち、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものについては、現行制度に基づき法定受託事務に位置づけることとする。さらに必要な場合には、当該事務に関係する各大臣が、道州に対し監査を求めることができる仕組みを導入する。

(2) 道州と国の協議の仕組み

- 道州と国の関係に関する事項について意見調整を図るため、道州と国による協議の仕組みを設けることとする。

8 道州制の下における税財政制度

(P) 資料 1

## その他の論点の整理

総括論点整理に掲げるもののほか、次の論点についてどのように整理すべきか。

### 1 基本的な制度設計について

#### (1) 道州と市町村の関係調整について

※ 市町村に関係する道州の自治立法や政策等に関する調整のため、道州の長及び市町村長の連絡協議組織等を設けることについては、道州及び市町村の自主性に委ねるべき事項として、「基本的な制度設計」に盛り込まないことでよい。

#### (2) 旧都道府県等を単位とした道州の組織について

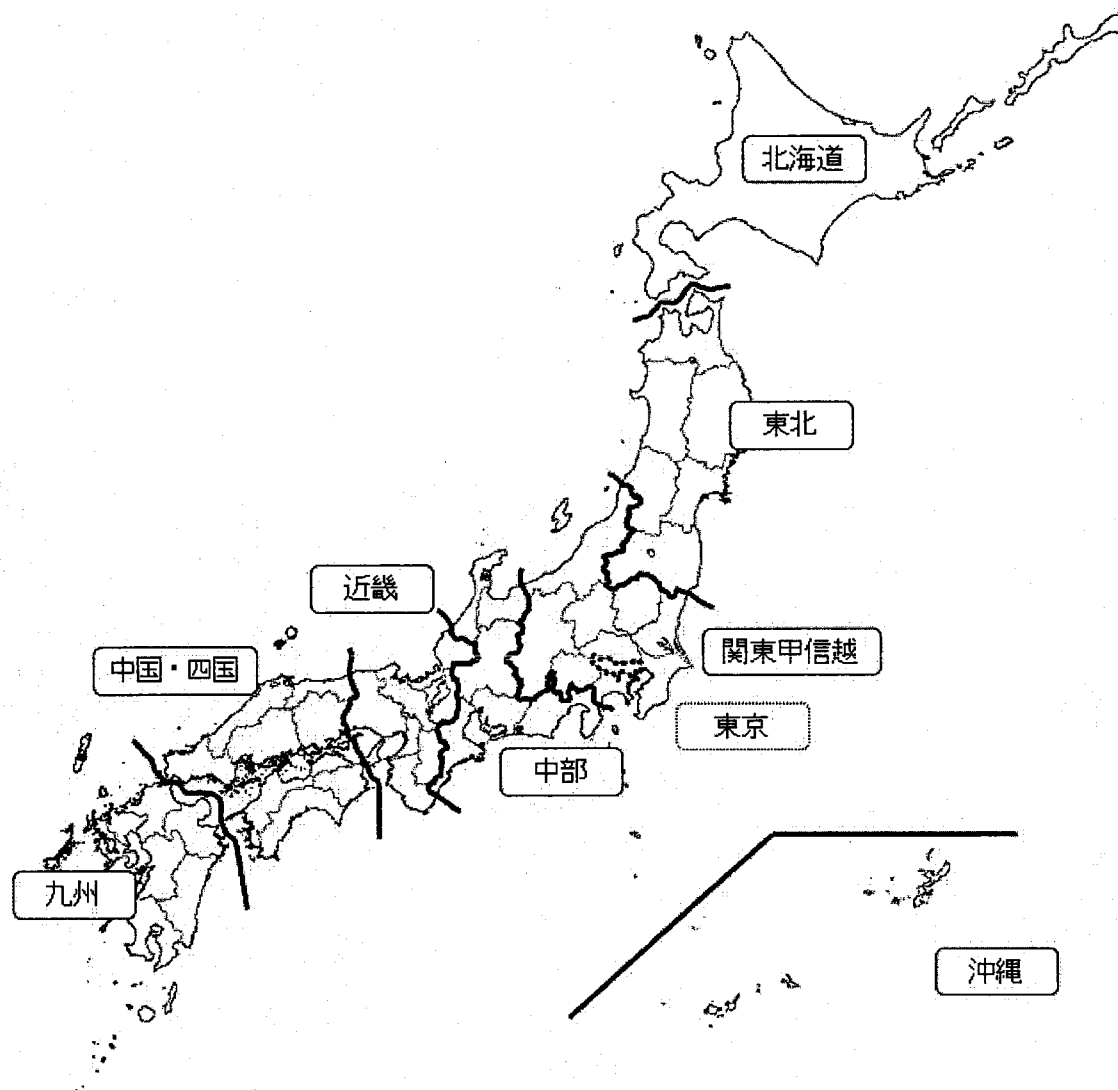
※ 旧都道府県等を単位として道州の組織を設けることについては、道州の自主組織権に係る事項として、「基本的な制度設計」に盛り込まないことでよい。

※ あるいは、旧都道府県等のまとまりを活かして道州内の住民自治の充実等を図るため、何らかの法的効果（当該地域に諮問機関的な協議会を置くことができること等）を持たせることとし、その旨を基本的な制度設計に盛り込むこととするか。

### 2 その他

- 答申の位置づけ
- 推進方策
- その他の検討事項

## 区域例－1（8道州）



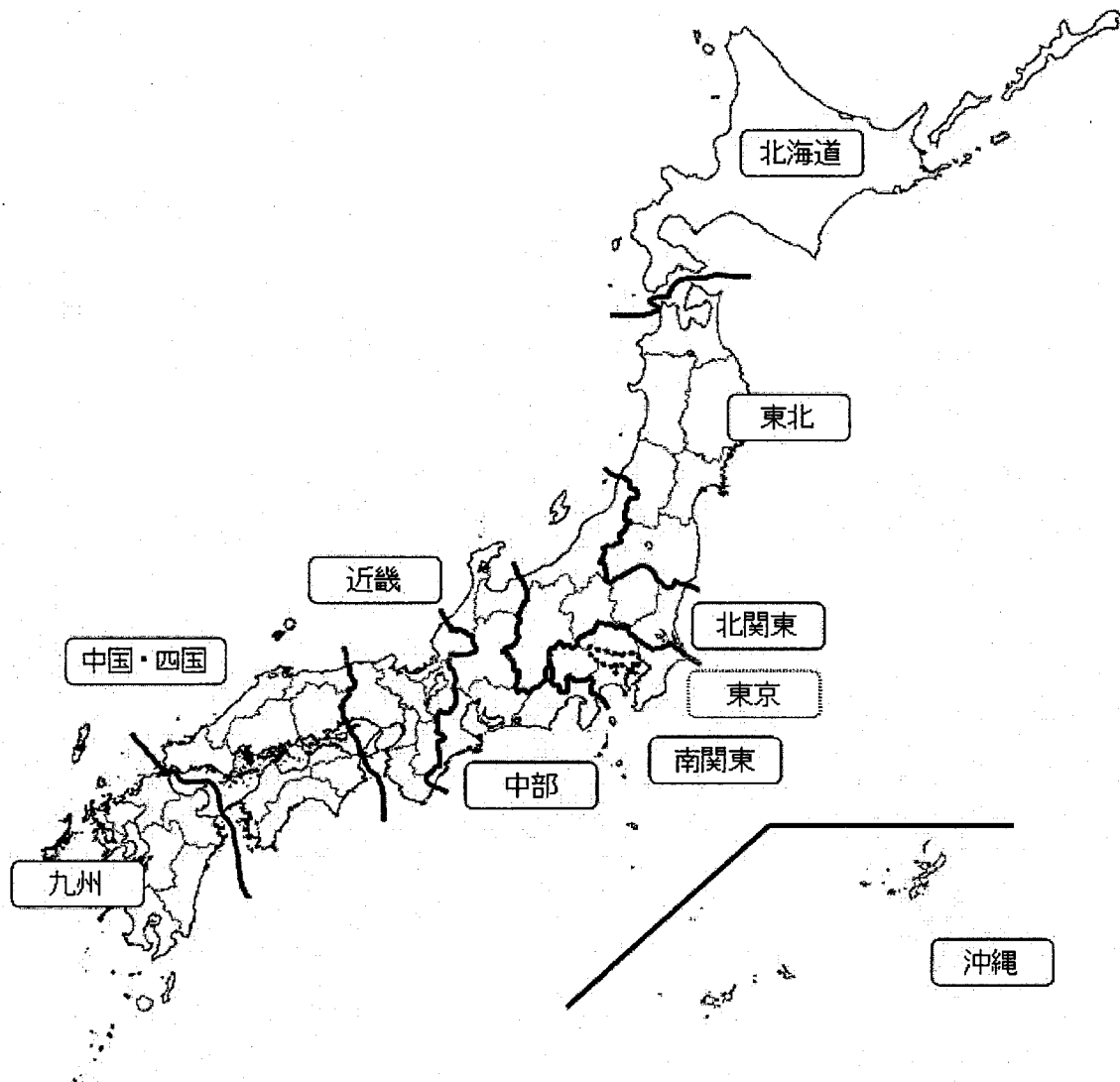
(注)

- 1 本区域例は、道州の団体数及び構成の例を示すものであり、各都道府県（特に道州の境界に接する都道府県）の所属については、なお検討を要する。
- 2 東京に係る道州の区域については、東京都等の区域のみをもって一の道州とすることも含め検討が必要である。

| (単位)   | 人口<br>(人)    | 面積<br>(km <sup>2</sup> ) | 総生産<br>(百万円)  | 一人当たり税收<br>(万円) | 一人当たり所得<br>(万円) | 市町村数  |              |
|--------|--------------|--------------------------|---------------|-----------------|-----------------|-------|--------------|
|        |              |                          |               |                 |                 | (数)   | 指定都市等<br>(数) |
| 北海道    | 5,683,062    | 83,455                   | 19,635,630    | 50.10           | 256             | 180   | 3            |
| 東北     | 9,817,589    | 63,987                   | 32,711,690    | 47.63           | 246             | 232   | 7            |
| 関東甲信越  | 46,012,784   | 59,887                   | 197,209,338   | 72.14           | 324             | 462   | 48           |
| (東京以外) | (33,948,683) | (57,785)                 | (115,366,453) | (58.70)         | (292)           | (423) | (25)         |
| (東京)   | (12,064,101) | (2,102)                  | (81,842,885)  | (109.96)        | (413)           | (39)  | (23)         |
| 中部     | 17,077,560   | 35,410                   | 72,848,607    | 66.52           | 320             | 211   | 14           |
| 近畿     | 21,684,529   | 31,362                   | 82,353,165    | 60.42           | 287             | 224   | 22           |
| 中国・四国  | 11,886,538   | 50,602                   | 41,686,449    | 50.81           | 263             | 210   | 10           |
| 九州     | 13,445,561   | 39,910                   | 43,237,491    | 47.05           | 247             | 261   | 9            |
| 沖縄     | 1,318,220    | 2,274                    | 3,500,063     | 37.36           | 206             | 41    | 0            |
| 全国     | 126,925,843  | 366,888                  | 493,182,433   | 61.48           | 293             | 1,821 | 113          |

(出典) 人口：国勢調査（平成12年）、面積：全国都道府県市区町村別面積調（平成16年）、総生産：県民経済計算（平成14年度）における県内総生産、一人当たり税收：地方税・国税合計（平成15年度決算ベース、国税については一定の按分を行い算出）を人口で割ったもの、一人当たり所得：県民経済計算（平成14年度）における県民所得を人口で割ったもの、市町村数：平成18年4月1日現在における市町村の数、指定都市数：指定都市、中核市、特例市、特別区の数

## 区域例－２（９道州）



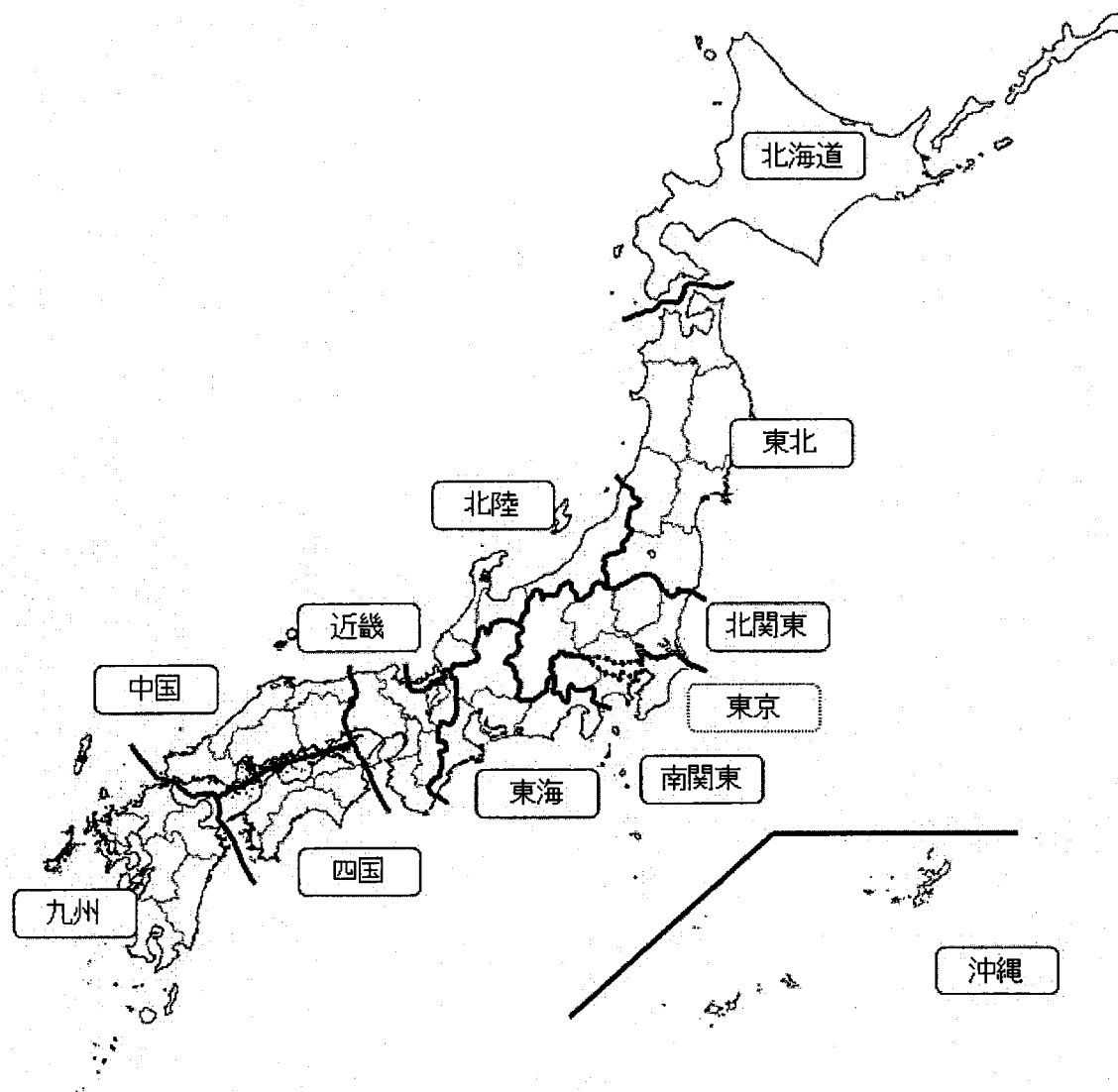
（注）

- 1 本区域例は、道州の団体数及び構成の例を示すものであり、各都道府県（特に道州の境界に接する都道府県）の所属については、なお検討を要する。
- 2 東京に係る道州の区域については、東京都等の区域のみをもって一の道州とすることも含め検討が必要である。

|        | 人口           | 面積                 | 総生産          | 一人当たり税収  | 一人当たり所得 | 市町村数  |      |
|--------|--------------|--------------------|--------------|----------|---------|-------|------|
|        |              |                    |              |          |         | 指定都市等 |      |
| （単位）   | （人）          | （km <sup>2</sup> ） | （百万円）        | （万円）     | （万円）    | （数）   | （数）  |
| 北海道    | 5,683,062    | 83,455             | 19,635,630   | 50.10    | 256     | 180   | 3    |
| 東北     | 9,817,589    | 63,987             | 32,711,690   | 47.63    | 246     | 232   | 7    |
| 北関東    | 11,706,246   | 42,405             | 43,446,550   | 55.19    | 286     | 232   | 7    |
| 南関東    | 34,306,538   | 17,483             | 153,762,788  | 77.92    | 337     | 230   | 41   |
| （東京以外） | (22,242,437) | (15,380)           | (71,919,903) | (60.54)  | (295)   | (191) | (18) |
| （東京）   | (12,064,101) | (2,102)            | (81,842,885) | (109.96) | (413)   | (39)  | (23) |
| 中部     | 17,077,560   | 35,410             | 72,848,607   | 66.52    | 320     | 211   | 14   |
| 近畿     | 21,684,529   | 31,362             | 82,353,165   | 60.42    | 287     | 224   | 22   |
| 中国・四国  | 11,886,538   | 50,602             | 41,686,449   | 50.81    | 263     | 210   | 10   |
| 九州     | 13,445,561   | 39,910             | 43,237,491   | 47.05    | 247     | 261   | 9    |
| 沖縄     | 1,318,220    | 2,274              | 3,500,063    | 37.36    | 206     | 41    | 0    |
| 全国     | 126,925,843  | 366,888            | 493,182,433  | 61.48    | 293     | 1,821 | 113  |

（出典）人口：国勢調査（平成１２年）、面積：全国都道府県市区町村別面積調（平成１６年）、総生産：県民経済計算（平成１４年度）における県内総生産、一人当たり税収：地方税・国税合計（平成１５年度決算ベース、国税については一定の按分を行い算出）を人口で割ったもの、一人当たり所得：県民経済計算（平成１４年度）における県民所得を人口で割ったもの、市町村数：平成１８年４月１日現在における市町村の数、指定都市数：指定都市、中核市、特例市、特別区の数

## 区域例－３（１１道州）



(注)

- 1 本区域例は、道州の団体数及び構成の例を示すものであり、各都道府県（特に道州の境界に接する都道府県）の所属については、なお検討を要する。
- 2 東京に係る道州の区域については、東京都等の区域のみをもって一の道州とすることも含め検討が必要である。

|        | 人口           | 面積                 | 総生産          | 一人当たり税収  | 一人当たり所得 | 市町村数  |              |
|--------|--------------|--------------------|--------------|----------|---------|-------|--------------|
| (単位)   | (人)          | (km <sup>2</sup> ) | (百万円)        | (万円)     | (万円)    | (数)   | 指定都市等<br>(数) |
| 北海道    | 5,683,062    | 83,455             | 19,635,630   | 50.10    | 256     | 180   | 3            |
| 東北     | 9,817,589    | 63,987             | 32,711,690   | 47.63    | 246     | 232   | 7            |
| 北関東    | 16,168,519   | 35,233             | 54,351,230   | 55.68    | 281     | 268   | 12           |
| 南関東    | 27,368,532   | 13,716             | 133,818,971  | 83.89    | 354     | 159   | 35           |
| (東京以外) | (15,304,431) | (11,613)           | (51,976,086) | (63.33)  | (308)   | (120) | (12)         |
| (東京)   | (12,064,101) | (2,102)            | (81,842,885) | (109.96) | (413)   | (39)  | (23)         |
| 北陸     | 5,606,505    | 22,115             | 21,374,285   | 53.58    | 281     | 86    | 4            |
| 東海     | 14,775,732   | 28,423             | 63,800,620   | 68.15    | 325     | 177   | 12           |
| 近畿     | 20,855,585   | 27,173             | 79,066,004   | 60.51    | 287     | 207   | 21           |
| 中国     | 7,732,499    | 31,813             | 28,293,382   | 51.81    | 271     | 114   | 7            |
| 四国     | 4,154,039    | 18,789             | 13,393,067   | 48.95    | 247     | 96    | 3            |
| 九州     | 13,445,561   | 39,910             | 43,237,491   | 47.05    | 247     | 261   | 9            |
| 沖縄     | 1,318,220    | 2,274              | 3,500,063    | 37.36    | 206     | 41    | 0            |
| 全国     | 126,925,843  | 366,888            | 493,182,433  | 61.48    | 293     | 1,821 | 113          |

(出典) 人口：国勢調査（平成１２年）、面積：全国都道府県市区町村別面積調（平成１６年）、総生産：県民経済計算（平成１４年度）における県内総生産、一人当たり税収：地方税・国税合計（平成１５年度決算ベース、国税については一定の按分を行い算出）を人口で割ったもの、一人当たり所得：県民経済計算（平成１４年度）における県民所得を人口で割ったもの、市町村数：平成１８年４月１日現在における市町村の数、指定都市数：指定都市、中核市、特例市、特別区の数

## 国と道州の事務配分に関するメルクマール

### 1 現在、もっぱら国が実施している事務事業の新たな事務配分

(1) 次に掲げるような類型の事務は、道州制の下でも、もっぱら国が担う。

- 国家の存立に直接関わる政策に関する事務であって、特に国自らがその実現を担う必要のあるもの
- 全国的に統一されるべき基本ルールや地方自治に関する準則に関する事務であって、特に国自らがその実現を担う必要のあるもの
- 国家規模でネットワーク形成や事業構築等を図る必要がある事務であって、特に国自らがその実現を担う必要のあるもの
- 国家として支援すべき高度な技術や希少な資源等に関する事務であって、すべての道州においてあまねく実施すべき性格のものではないもの
- 国の行政組織の内部的管理に関するもの

(2) (1)以外の事務については、2に掲げる考え方に準じて区分する。

### 2 現在、国と都道府県が実施している事務事業の新たな事務配分

(1) 事務事業の規模や範囲が二以上の都道府県にわたる場合には国が実施し、都道府県の区域内にとどまる場合には都道府県が実施しているものについては、事務事業の規模や範囲が道州の区域内にとどまる場合には当該道州が実施し、二以上の道州にわたる場合には関

係道州が共同で（又は担当すべき道州を定めて）実施する。

- (2) 事務事業のうち大規模なもの、効果・影響が広範囲に及ぶもの等を国が実施し、それ以外のものを都道府県が実施しているものについては、道州が実施することを原則とし、国は基幹的なネットワークの形成に関わる事務事業等を実施する。
- (3) 国が策定する全国的な指針等に従い、都道府県（さらに市町村）が計画等を策定するとともに実施を担っているものについては、国は、本来国が策定する必要のある指針等の策定に重点化する。この場合、国が策定する指針等についても、その範囲や内容を見直し、道州が企画立案から管理執行までをできる限り一貫して担うことができようにする。
- (4) 国が全国一律の基準を定め、これに従って都道府県（さらに市町村）が実施しているもの（あるいは市町村が実施し、これに対して都道府県が関与や調整を行っているもの）については、国はナショナルミニマムに係る基準など本来国が定めるべきものを定めることに重点化する。これにより、道州が、基準の設定をはじめ企画立案から管理執行までをできる限り一貫して担うことができるようになる。
- (5) 役割分担が法令上の主体に専属させられていない施策について、国と都道府県（さらに市町村）がそれぞれ実施しているものについては、道州（さらに市町村）に一元化して実施することを原則とする。
- (6) 設置主体について法令上の限定のない施設について、国と都道府県（さらに市町村）がそれぞれ設置しているものについては、施設間の役割・機能の分担を明確にし、国が施設を設置・管理するものは基幹的・国家的なものに限る。
- (7) 都道府県から大臣への報告等に関する経由・連絡事務等を国が行っているものについては、これを廃止する。

- (8) 都道府県が実施する事務に関して、国が広域的な見地から調整・関与を行っているものについては、原則として廃止する。なお、道州の区域を越える広域調整や関与を国が行うことが必要な場合には、本府省が行う。
- (9) 都道府県が実施する事務に関して、緊急時において国が指示等を行っているものについては、生命・安全・危機対応等に関して必要な限りにおいて存置する。